

障害児施設給付費・障害児施設医療費の負担上限額

に対する異議申し立ての「決定」についての『談話』

障害者自立支援法の成立にあわせて、児童福祉法の一部「改正」が行われ、障害児施設（知的障害児施設、知的障害児通園施設、等々）は、措置から契約方式に変えられた。これによって、障害児の保護者は、都道府県に支給申請を行い、支給決定を受けた後、利用する施設と契約を結ぶことになった。それらの施設を利用する場合は、これまでの応能負担から、サービスの1割（負担軽減策の仕組みあり）を負担する応益負担に改悪され、2006年10月より実施された。

その結果、Mさんをはじめとして、障害児施設に通う障害児をもつ父母の負担が増え、Mさんのようにリハビリや通園回数を減らさざるを得なくなった。

そのため、Mさんは金沢市長に対して、「生活保護以下の暮らしなのに、保育料（障害施設給付費）が無料ではないのが大変おかしい」「10月からリハビリに通うごとにお金が取られることになりました。他の医療機関に受診・リハビリをしても心身障害者医療費助成制度が使えて無料なのに、障害児施設医療の場合はお金がかかるのがおかしい」という立場から、異議申し立てを行った。

さる2月22日、この異議申し立てについての「決定」が出された。この決定について異議申立人及び代理人は以下の通りに考えるものである。

(1) 決定は私たちの訴えを退け、「国の制度の通り」とする金沢市長の負担上限額決定を追認するものであり、極めて残念である。処分庁が自らを審査する異議申し立ての限界であると思われる。

(2) 決定は、「補足」で「生活保護境界層減免」を紹介しており一定評価できる。しかし、境界層減免を受けるために生活保護の申請をしなければならないことの法的根拠、簡易な手続きについての私たちの提案については何ら示していなく、その補足意見は不十分なものである。

Mさんは実際には、2月から、境界層減免を受けるために、生活保護の受給意志がないにもかかわらず、生活保護を申請せざるを得なかった。これは生活保護法の趣旨にも反するものである。障害福祉課では「資産調査ができない」と言っているが、この間の一律的な預金通帳の提示要求などをみれば、担当課の責任転嫁と思われる。

ともあれ、異議申し立ての決定は『棄却』であったが、障害児医療施設には、償還払いの問題があるものの心身障害者医療費助成制度が適用された。またMさんの場合、先に述べたように生活保護境界層減免を受け、負担上限額は本年2月より0円となった。このことは、Mさんをはじめとした当事者の願いに応えたものであり、異議申し立てをはじめとした、当事者が声をあげ行動した結果であり、その成果は貴重であり、全国の同じ悩みをもつ人びとへの激励となるものである。

さらに金沢市は、2007年度の予算案に「障害児通園施設の利用者負担の軽減助成制度＝負担減額126万円」を新設している。1割の利用料負担と保育料（応能負担）との差額を助成する制度である。

これは障害児への応益負担導入への異議申し立てなどについて真摯に耳を傾け、対応を検討した結果であると考えられる。障害福祉課課長をはじめとした職員の姿勢を高く評価するものである。

2007年3月9日

異議申立人・代理人一同

連絡先 寺越博之 金沢市京町24-14 石川県社会保障推進協議会内

[TEL 076-253-1636](tel:076-253-1636) [Fax 253-1459](tel:076-253-1459) [mail: kaigo@imir.jp](mailto:kaigo@imir.jp)